

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年8月21日
事業者の氏名又は名称	岩崎タクシー株式会社(法人番号7470002011314)(代表者 納田美由紀)
事業者の所在地	香川県丸亀市飯野町東二511-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市飯野町東二511-3
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第23条第3項、第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年7月26日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(道路運送法第23条第3項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。